

令和3年度三重県産青ねぎに関するマーケティング調査業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 目的

青ねぎは県内で通年栽培されており、主に袋入りねぎとして、県産農産物の中では、県内だけでなく大阪府等県外でのシェアが比較的大きな農産物です。しかし、近年、気候変動や輸入ねぎの台頭、カットねぎ消費量の増加などにより、生産者の間で需要減少の不安感が広がった結果、生産者が減少する傾向にあります。

一方で、県産青ねぎのこれまでの販売地域では消費量が横ばい状態となっていますが、食習慣の変化によって、これまで青ねぎの消費が少なかった地域でも需要の伸びが見られており、産地の維持拡大を図るため、今後、消費の拡大が見込まれる地域等への販路拡大が必要です。

そこで、青ねぎの流通や消費に関する動向を調査し、その結果を活かして競争力の高い生産体制の構築につなげ、県産青ねぎの販路拡大を図ることをめざすものです。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 令和3年度三重県産青ねぎに関するマーケティング調査業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月25日(金)まで
- (3) 仕様 別添「三重県産青ねぎに関するマーケティング調査業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

2,249,834円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請書の提出

(1) 本事業を受託しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)を作成のうえ、1部提出すること。

(2) 提出期限

令和3年9月2日(木)15時必着(期限厳守)

なお、提出は郵送又は持参によるものとし、郵送の場合は電話にて到着を確認すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。)

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課イノベーション促進班(県庁6階)

電話 059-224-2391

6 企画提案コンペの実施

企画提案者が本参加仕様書に基づき提出した企画提案資料及び提案者によるプレゼンテーションにより、別に設置する「令和3年度三重県産青ねぎに関するマーケティング調査業務委託企画提案コンペ選定委員会」(以下「選定委員会」という。)においてその内容の審査を行い、優秀企画提案を選定したうえで、その提案を提出した最優秀提案者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は、以下のとおり。

(1) 企画性

仕様書に示す本事業の目的に合致した調査となるような具体的な内容が記されているか。また、近年の食生活の変化による農林水産市場への影響を捉えられているか。

(2) 的確性

データの収集方法や分析方法が具体的に示され、産地に効果的なフィードバックが行える調査内容になっているか。また、調査内容や方法が実情に即したものになっているか。

(3) 専門性

農産物の流通、データ解析、マーケット等、本調査に関する十分な知識を有しており、事業を一貫して実施できるか。

(4) 経済性

十分な効果が期待できる適正な見積もり、かつ費用対効果の高い内容となっているか。

(5) 調整力

当調査を実施するにあたり、関係者と十分協議し実施するための方針が示されているか。

(6) 業務推進体制

委託業務が適切に実施できる体制となっているか。実施の手法やスケジュール等は、適格で合理的かつ具体性があるか。

7 企画提案関連資料の提出

(1) 提出を求める企画提案関連資料(任意様式)

以下のア～エおよびその他必要があれば添付資料を、各8部(正本1部、副本7部)提出すること。

ア 企画提案資料(参考:第3号様式)

A4で文字サイズ10ポイント以上で20ページ以内とし、次の項目を必ず明記してください。

(ア)企画提案書(参考:第3号様式)

- ・流通動向にかかる調査対象とする市場、調査件数(卸売業者、仲卸業者)、調査対象の選定にかかる考え方
- ・消費動向にかかる調査件数(小売等)、調査方法とその考え方
- ・調査項目と調査内容
- ・報告書のイメージ

(イ)類似業務の実績

(ウ)その他必要な事項

イ 業務執行体制

ウ 業務執行スケジュール

エ 見積書

見積価格に加え、内訳が分かるように記載してください。

また、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

(2)提出期限等

企画提案書等は、持参又は郵送で提出すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けない。)

提出期限は、令和3年9月9日(木)15時必着とする。

郵送の場合は、電話にて企画提案関連資料提出先に到達の確認をすること。

(3)提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課イノベーション促進班(県庁6階)

電話 059-224-2391

8 質問の受付及び回答

企画提案に関する質問は、次のとおり必ず文書を提出して行うものとする。

(1)提出方法

FAX又は電子メールにより、文書で下記の問い合わせ先まで送付するものとする。様式は自由でA4版とし、質問者の組織名、回答を受ける担当部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを明記する。

質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

(2)提出期限

令和3年8月27日(金)15時まで

(3)提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課イノベーション促進班(県庁6階)

電話:059-224-2391 FAX:059-224-2521

電子メール:f-innov@pref.mie.lg.jp

(4)回答

受け付けたすべての質問及びその回答については、令和3年8月31日(火)17時までに県ホームページに掲載する。

9 プレゼンテーションの実施

提案者から提出される企画提案資料による審査と併せ、以下のとおり提案者のプレゼンテーションによる審査を実施する。

ただし、提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、優秀提案者を5者選定した上で、当該優秀提案者によるプレゼンテーションを実施するものとする。

なお、提案が1者のみの場合は、プレゼンテーションによる審査に代えて、選定委員会で書類審査を実施する。

(1) 内容

プレゼンテーションは提案者による説明15分、選定委員会の質疑10分とする。

(2) 日時・場所

令和3年9月13日(月)15時15分から 県庁6階農林水産部ミーティングルームにて。

なお、Web会議システムにより、オンラインで実施する。

(3) 時間割等の連絡

プレゼンテーションの時間割等については、提案書を提出したすべての者に、

令和3年9月10日(金)15時までに電子メール又はFAXにて連絡する。

10 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書
- (4) 三重県物件等電子調達システム利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」(第4号様式)

11 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示すものとする。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)

(4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行う。

12 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

13 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

14 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

15 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」(以下、「暴排要綱」という。)第3条又は第4条の規定により、落札停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

16 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 県に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

17 その他

(1) 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。

(2) 提出された各企画提案関連資料は返還しない。

(3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従うものとする。

(5) 委託料の支払いについては、原則として委託業務が完了し、県の検査後に支払うものとする。

なお、本業務を実施するにあたり、必要があると認められる場合は前金払いをすることができるものとする。

(6) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

18 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課 イノベーション促進班

Tel:059-224-2391 FAX:059-224-2521 E-mail:f-innov@pref.mie.lg.jp

担当:橋本、行元